

景観づくり指針の検討

① 指針の目的

地域住民・事業者・行政等が景観づくりのイメージを共有する

② 主な検討内容

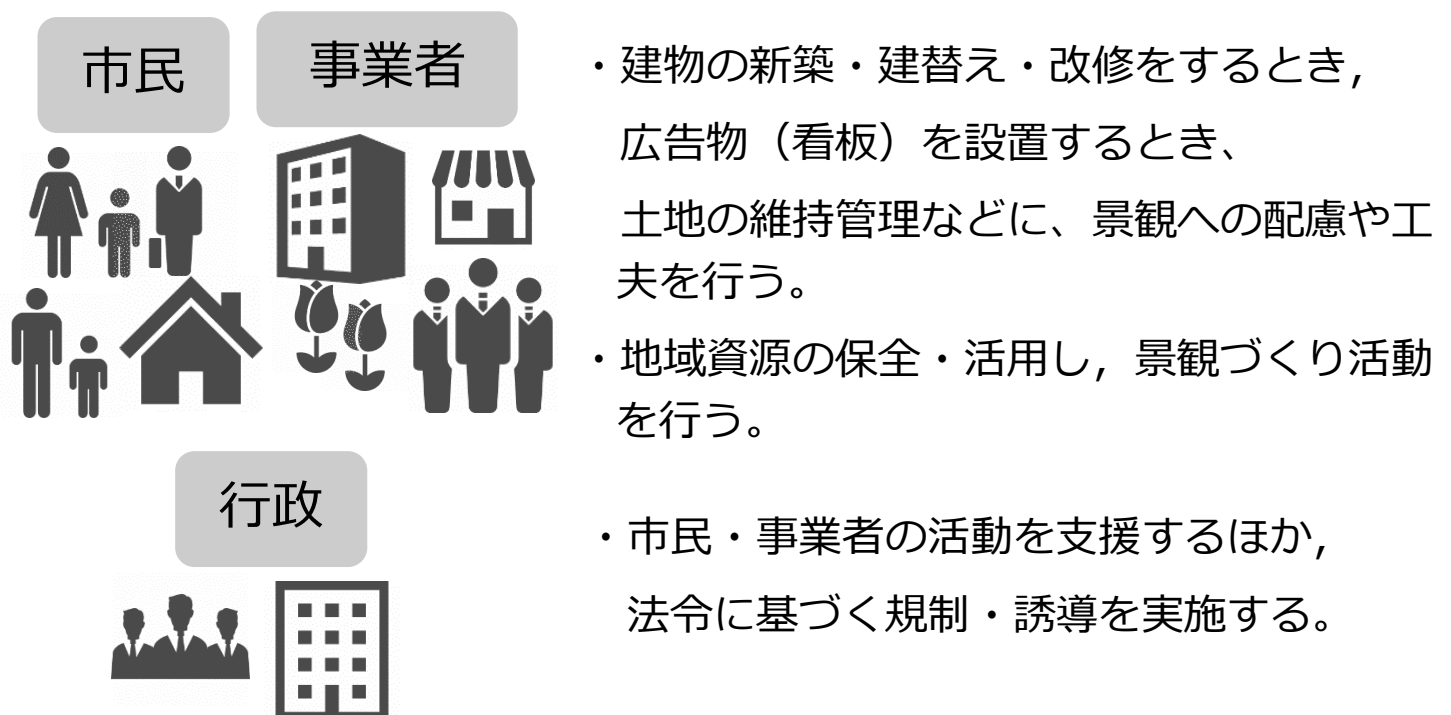
- ・ 目指すべき将来像
- ・ 景観形成の目標
- ・ 目指す街並み・風景のイメージ
- ・ 建築物・工作物・公共施設等の景観配慮事項
- ・ 景観づくりの推進のための取組内容

③ 検討対象地域 : 概ねの範囲は別図参照

④ 検討方法

- ・ 景観づくり協議会での検討
- ・ 地域住民の方や事業者の方々との意見交換ができる場の設定

⑤ 指針に基づく景観づくりの取組（例）



景観づくり指針の検討対象範囲

- ・ LRTが走行する鬼怒通りのほか、公園や遊歩道など潤いのある風景があり、「歩いて楽しい」ウォーカブルなまちづくりのヒントとなる資源があります。
- ・ 協議会での検討状況や関係機関との調整等の状況に応じて、適宜範囲の見直しを行います。

@Googlemap



——— 主要な検討対象範囲

● 地域の景観資源となるもの